

パブリックコメント（意見募集）の結果公表

パブリックコメント（意見募集）を実施した案件の結果について、次のとおりお知らせします。提出された意見の概要等については、町ホームページに掲載しているほか、企画課及び吉岡支所でも閲覧できます。

番号	案件名	意見募集期間	提出された意見の数
1	福島町過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見募集について	6月25日（金）～7月15日（木）	提出者数：1名 意見数：1件

【福島町過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見概要】

区分	案件名	町の考え方
3 産業の振興 ア 農林水産業	当町の資源の中で、遊休・放棄地となっている農地・林地の活用 1. 利用目的「栗」の生産 2. 上記に先立ち、需要に関する市場等の調査 ①国内生産量 ②輸入量（国別、品種等） ③生産による製菓業等のメリットの有無 ④栗の品種（特に必要な品種の有無） ⑤当地が生産地として、自然条件等に適しているか ⑥その他 3. 調査結果（需要の有無）等により、計画の取捨・選択に供するものとする	町では、今年度、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域（檜倉・三岳・千軒）に係る農地の1筆調査を実施し、農地の現状を詳細に把握することとしております。 この調査によって、①耕作の目的に供される土地とされる農地、②少し手を加えたとすぐに耕作が可能な土地、③耕作が行われていない放置されている農地となっている耕作放棄地、に振り分けすることとなります。 町では、③の耕作放棄地の解消が従前からの課題となっており、耕作放棄地の利活用については、これまで以上にも増して検討を進めていかなければならないものと考えております。 ご意見のあった「栗」は、特用林産物と区分され、農地法の関係、特用林産物としての取扱い及び栽培技術の確立状況など、多くの関係機関と協議を行う必要があります。 このような協議等を踏まえるとともに、町内関係団体からの意見を聴取した上で、いただいたご意見については、今後の耕作放棄地の利活用を検討するにあたり有効な活用策として参考にさせていただき、引き続き農林業の活性化に取り組んでまいります。

☆福島町健康づくり推進協議会

～福島町三師会の健康情報コーナー

健康食品とは？

健康食品とは、健康の保持増進に資する食品として、販売、利用されるものを指します。

目的により大きく2つに分かれ、①不足しがちな栄養素（ビタミン、ミネラル等）を補うもの②身体のコンドিশョンを整えたり、美容などその目的に応じて使うもの、があります。

< 安心して食品の選択ができるように作られた保健機能食品制度 >

●特定保健用食品（トクホ）

有効性、安全性など科学的根拠を示して国の審査のもと消費者庁の許可を受けた食品。

●栄養機能食品

ビタミン、ミネラルなどの特定の栄養成分補給の為に利用する食品です。科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

●機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。

保健機能食品は一定の機能、効果が期待できますが、食生活のバランス、運動など生活習慣に気をつけ上手に使うことが大切です。

（文責：クリオネふくしま薬局 永松文人）

お問い合わせ先

福島町健康づくり推進協議会（福祉課内） ☎47-4682